

○法務省令第五十二号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条、第七条の二第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条第一項及び第二項並びに第二十二条の二第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月十六日

法務大臣 鈴木 馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（令和七年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表改正後欄の出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）別表第三の経営・管理の項の下欄中第七号を第八号とし、第六号を第七号とする。

本則の表改正後欄の出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三の七の経営・管理の項の下欄中第五号を第六号とし、第四号を第五号とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。